

「調停」手続、ご存じですか

法テラス八雲法律事務所 弁護士 菊池 和史

(函館弁護士会所属)

「調停」は、裁判所の用意している紛争解決手段の一つになります。一般的に「裁判所の手続」というとお堅いイメージが強く、「怖い」「一大事」という印象をお持ちの方が多いいのではないのでしょうか。私も刑事事件で裁判所に行くときは、真夏であつてもスーツを着てネクタイを締め、ジャケットを羽織つてピシツとした格好で法廷へ向かいます。ですが、裁判所で行われるすべての手続がそのような厳格な雰囲気で行われるものではありません。

刑事裁判ではなく、民事事件や家事事件の手続では、厳格な雰囲気ではなく、穏やかな雰囲気の中で、お互いの話し合いやゆずりあいでの解決しようとする手続が用意されています。それが調停手続になります。

調停は、一般の民事事件に関する民事調停と離婚や婚姻費用、遺産分割などの家事事件に関する家事調停の二つに分けられます。民事調停は簡易裁判所、家事調停は家庭裁判所で行われ、どちらの調停でも「調停委員」と呼ばれる人が2名、手続に参加します。調停委員は、調停を利用する方々の多種多様なお話を聞き、それぞれの主張を整理し、話し合いでの解決地点を探りながら調停を進めていきます。調停委員の方々は、裁判官のような法服を着ることはありませんし、調停を利用される方々がお話ししやすいように服装も堅すぎないよう工夫されている方が多い印象です。

調停手続では、初回調停の前に調停委員の方から手続の流れや手続の趣旨について各当事者へ説明がなされます。調停進行中も調停委員の方々はとても親身にお話を聞いてくれますし、紛争になっている事件について第三者の立場から意見を言っていたくこともあります。

そのような手続ですので、訴えや各種申立などのほかの裁判手続に比べると専門家を付せず、おひとりですべてを進めることも十分可能な手続となっています。

もちろん、弁護士は調停に関しても専門家ですので、弁護士を付けて調停を進めることに越したことはありません。調停の申立てをお考えの際は、まず法律相談から進めてみることをお勧めします。

さて当事務所では、みなさまからの広く法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-3383-8366）」までお寄せください。

八雲警察署からのお知らせ

1 暴力団 地域団結 断固拒否



2 生活道路の法定速度が引き下げられます！



【問い合わせ先】

八雲警察署

☎ 01371 642110



北海道HP

全道一斉防災訓練「北海道シェイクアウト」を実施しよう！

「シエイクアウト」とは、大地震の発生を想定し、参加者が一斉にそれぞれの場所で、「安全確保行動（まず低く、頭を守り、動かない）」を実践する9月1日の「防災の日」に合わせて行われる訓練です。

短時間で、どこでも、誰でも、気軽に参加できる訓練ですが、地震発生時にただちに身の安全を守る行動を身につけるための大切な訓練です。

【実施日時】

9月1日(火)午前10時

【実施場所】

※「北海道シエイクアウト」の詳細は北海道HPをご覧ください。